

## 2020年米国大統領選挙の諸相

佐藤 学

### はじめに

米国大統領選挙は、11月3日の投票後、2カ月間、勝者が最終的に決まらない事態になった。これは、ドナルド・J・トランプ大統領の特異な性格がもたらした面が大きいことは事実であるが、1月6日の「連邦議会暴動」勃発までは、合衆国憲法が定める大統領選出規定からすれば、合憲の枠内での混乱であった。暴動後の、米国社会、政治の反応総体が、現在の米国を如実に示し、また過去2世紀にわたり信じられてきた憲法の下での民主政というあり方が、擬制でしかない事実を暴いた。

最終的に、ジョー・バイデン候補が約81,268,757票・選挙人数306対トランプ大統領74,216,722票・選挙人数232で決着した2020年米国大統領選挙の「混乱・混迷」の意味するところを理解するには、非常に多面的な米国政治の在り方、歴史、法、社会、を考察しなければならない。その賭場口に立つ意図で、本稿を起こすものである。

### I. 合衆国憲法における大統領選挙

#### 1 憲法の下の大統領

米国憲法における大統領の扱いは、非常に小さい。第1章 立法権 が、全10条から成り、第8条、第9条で、制限列举式に多数の権限が規定されているのに対し、第2章 執行／行政権 は、4条しかなく、分量にしてその半分以上を占める第1条は、大統領選挙の規定である。

大統領の権限は第2条に、軍の最高司令官であること、省の編成をすること、最高裁判所判事他の任命権を持つこと、条約を結ぶ権限を持つこと、等が挙げられているに過ぎない。

これは、連邦政府を樹立し、憲法体制を構築した際の直接の目的が、対

英国独立戦争を遂行し勝つためであり、そのための徴税の仕組が最優先であったことが、その権限を持たせた連邦議会に関する規定が膨らませたためである。同時に、憲法において大統領は、後に持つような強大な権限を持つ存在としては想定されていなかった。

戦後米国政治学の古典の一つ、Richard Neustadt “Presidential Power” (1960) は、米国大統領の権限は、憲法に明文化されているのではなく、大統領の説得力 (power to persuade) に依拠する、と既定している。<sup>1</sup>三権分立が徹底された「大統領制」を採る米国憲法では、大統領に議会を解散する権限はなく、議会には大統領に対する信任／不信任を決議する権限がない。議会が大統領に対して (行政府、司法府に対しても含めて) 解職を強いる方法は、弾劾裁判のみである。弾劾裁判は、究極的な手段と考えられており、18、19世紀の例は1868年のアンドリュース・ジョンソンに対する1件のみであった。しかし、1974年のリチャード・ニクソンに対する弾劾が確実となった段階で、ニクソンが辞任、1998年にビル・クリントン、そして2019年にトランプが弾劾裁判にかけられた。いずれも有罪にはならなかったが、弾劾裁判の頻度が高まっている事実は、米国憲法が想定した構造による、大統領と議会の関係が機能不全を起こしている一つの証と考えられる。

ニュースタッドによる規定は、米国大統領には、議会に対し、自らの望む立法を通す公式な手段が限られており、仮に議会多数党が大統領の政党と同一であっても、自動的な党議拘束による立法の保証がない実態を指す。議院内閣制では、行政の長＝首相は議会多数党 (派) により選出されるために、首相である限り、多数党の支持が保証されている。多数党の支持がなくなれば、首相は辞任するか、議会を解散し、新たな多数派を調達しなければならない。

そのために、通常、議院内閣制では、議員に対して党議拘束がかかる。これに反すれば党からの公認取り消し、除名といった深刻な懲罰が下され

---

1 Neustadt, Richard “Presidential Power” 1960, revised to “Presidential Power and the Modern Presidents” 1991, Free Press.

る。

米国の行政の長＝大統領は、議会と独立の、独自の選挙により選出される。そのために、議員は議決において、自党の大統領を支持する義務がない。党議拘束は無い。つまり、大統領は、自党の議員の支持を獲得することにすら、「説得」を駆使しなければならない。議会出身で議会のメカニズムを知悉したリンドン・ジョンソン大統領が、1964年公民権法、1965年連邦選挙法を可決させるために、議員を「説得」した実情は、録音に残っており、議員の州、選挙区への連邦政府の投資を材料とした交渉＝恫喝・懐柔の技術が、困難な立法を通す上で必須であったことが分かる。<sup>2</sup>

これは、同時に大統領が多数派の支持を調達する交渉材料を持たねば、自らの政策を実現できないことを意味する。1993、4年のクリントン政権が、最大の政策であった医療保険制度改革に、自党である民主党が上下両院の多数を握っていたにも関わらず失敗したのは、その好例である。

また、米国政府の国民経済に占める比率を、国民負担率で見ると、2017年に34.5%と、日本の43.3%、イギリス47.7%、ドイツ54.1%、フランス68.2%先進諸国に比して抜きん出て小さい。20世紀の「福祉国家化」を経ても、米国政府は極端に小さい政府のままであり、大統領の権限が非常に限られている状況が、ここからも覗える。<sup>3</sup>

米国大統領の憲法上の権限は、通常考えられているよりも、はるかに小さく限られている。実態として行政府が拡大したのは、世界大恐慌後のニューディール政策、および第二次世界大戦のためであるが、それらは、憲法条文の拡大解釈により実現してきたと考えられる。すなわち、現在の大統領の存在は、憲法の規定からはかけ離れているということである。

1958年制定と新しく、成文憲法として、より具体的な機構を規定しているフランス第五共和国憲法下で、大統領権限は内政外交両面にわたり非常に強く、世界の「強い大統領」の筆頭と考えられていた。ところが、1986

---

2 Beschloss, Michael B. "Taking Charge: Johnson White House Tapes 1963-1964." 1997, "Reaching for Glory: Johnson's Secret White Tapes 1964-1965", Simon and Schuster.

3 財務省、「国民負担率の国際比較」（報道資料）2020年2月26日  
[令和2年度の国民負担率を公表します：財務省 \(mof.go.jp\)](https://www.mof.go.jp/press/20200226_01.html)

年議会選挙で、ミッテラン大統領の社会党が敗北し、議会多数派を保守政党が占め、大統領と首相が異なる政党になるコアビタシオン状態となり、大統領権限は通念ほどに盤石ではなく、偶然、議会多数党が大統領政党と同一であったことが通例だったための想定であったと判明した。1958年制定の新しいフランス憲法ですら、このような事態が出来た。

1787年制定の合衆国憲法は、古く、条文が抽象的で、如何様にも解釈可能である。その中で通例となってきたやり方が、憲法の条文に照らすと根拠を失う可能性がある。2020年大統領選挙後の混乱は、ここに根本原因があると考えられる。

## 2. 大統領選挙人制度

### (1) 米国における対立する民主政観

2000年大統領選挙で、一般投票 = 国民の直接投票で、54万票余敗れたジョージ・W・ブッシュが、「大統領選挙人投票」で271票対266票と上回り、大統領に選出されたことで、「大統領選挙人制度」が、一時、注目を集めることとなった。このような逆転現象は、1824、1876、1888年と、19世紀に3回起きた。その後も、1976年には、ジミー・カーターが160万票余りの一般投票の差で、選挙人を297票対240票と57票差をつけ、大統領に選出された。しかし、この選挙で一般投票の差が僅少であった5州で、合計1万票ほどが、カーターではなくジェラルド・フォード大統領に投じられていたら、選挙人投票結果は逆転していた。

しかし、現実に逆転が起きた2000年大統領選挙の後にも、大統領選挙人制度を廃止する、あるいは大幅に修正する具体的な動きは全くなかった。

2016年には、ドナルド・トランプが一般投票では287万票の大差で負けたにもかかわらず、選挙人投票で306票対232票と勝利をおさめ、大統領に選出された。2000年以降、2度も逆転現象が起き、2020年選挙も1976年同様、少数の州での結果が逆になっていれば、一般投票で700万票負けたトランプ大統領が、選挙人票で勝つ可能性があった。

## (2) 「間接民主制」としての大統領、連邦議会上院

大統領選挙人制度が憲法に組み込まれたのは、米国が民主政に持つ2つの矛盾した思想を妥協策として憲法上の機構に取り入れたことによる。また、それが憲法制定時の人口規模が大きい州と小さい州の利害対立と相俟って、その妥協策でもあったためである。これが今に至るまで、米国大統領制および民主政の重大な制約要因となってきた。

民主政に対する思想の一つは、政府は、国民の直接的な意思表示たる選挙により構成されるべきという考えであり、他方は、一時の感情により投票する国民に、政府の組成全てを託すことの危険性を避けるべき、すなわち間接的な選挙制度にすべきとする考えである。

米国の政治学教科書的理解では、このうちの直接選挙を重視する思想が、連邦議会下院選挙に取り入れられ、間接選挙を是とする思想が大統領選挙に取り入れられたとする。連邦下院議員の州への議席分配は、10年毎に実施される国勢調査により、厳密に決められる。国勢調査は、外国籍を持つ者を含めた、全ての人々を数え、各州の集計数を全国の数で割り、それに下院定数を乗じたものが、各州の配分議席となる。

ここまでの憲法で規定された州への下院議席配分であり、憲法には、法に従いとしか書いておらず、実際には全ての州が、小選挙区制を採っている。連邦議会下院選挙が全米で現行の小選挙区制に統一されたのは、1967年改正の合衆国法典第2部第1章第2項cによるもので、古くからの伝統、ではない。<sup>4</sup>

各小選挙区に含まれる人口は、国勢調査の結果を受けて厳密に「一人一票」の原則に従って小選挙区が設定されねばならない。この厳密性の例として、2000年の国勢調査後に、ペンシルヴァニア州が定めた選挙区割が連邦地方裁判所への訴訟にかけられ、19人差が違憲と判断され、小選挙区区割りのやり直しが命じられた判決がある。ペンシルヴァニア州の2000年における人口は、1198万人で、19人の下院議員が配分された。すなわち、1

---

4 United States Code Title2 The Congress Chapter, 1 Election of Senators and Representatives, Sec.2c Numbers of Congressional Districts: Number of Representative from each District

選挙区の人口は、平均で63万人余であり、そのスケールで、19人の違いが違憲とされたほどに、一人一票の原則は厳密に適用される。<sup>5</sup>

一方、大統領選挙と連邦議会上院は、これとは異なる原理により構成された。大統領選挙は、「大統領選挙人」という、大統領選出を託す人々を選ぶ投票を有権者が行い、二段階目に選挙人が投票して大統領を決めるといふ、間接選挙である。憲法の想定は、大統領選挙人は、尊敬される人々で、大統領選出という重責を託すに足る「エリート」がまず選ばれ、彼らが自由意志により大統領を決めるといふ二段階の間接選挙であった。

しかし、大統領選挙人は、1828年にアンドリュー・ジャクソンが選出された際に、選挙人は、自州の一般投票に従って投票を決めねばならない、という実質的に直接選挙となる方式が確立され、以後、慣例としてこれが守られてきた。一般投票の際に、選挙人は自分が支持・投票する大統領選挙候補者を宣言するが、毎回、これに反して、事前に公約した以外の候補者に投票する選挙人が出る。これをFaithless Electors = 信用できない選挙人 = と呼ぶが、2020年7月に、連邦最高裁判所が、「信用できない選挙人」を、州が排除するが懲罰を加えることを決めた州法が合憲であるとの判決を出した。<sup>6</sup> 現在32州がこの趣旨の法を持っているが、最高裁は全員一致で合憲判決を下した。多数意見を書いたのは、リベラル派のエレーナ・ケガン判事で、合衆国憲法は、一般投票で示された民意を汲み取ることを当然の前提としている、という理由付けであるが、別意見を書いた、超保守のクラレンス・トーマス判事は、その理由を採らず、修正第10条の、「憲法により連邦政府に付与されていない権限、もしくは、連邦政府への付与が禁止されている権限以外は、州か人民に付与される」を理由に挙げている。これは、後述する現在の連邦最高裁多数を占める保守派判事にと

---

5 一人一票の原則が確立されたのは、連邦最高裁判所 *Wesberry v. Sanders* 判決 (1964年) である。また、このペンシルヴァニア連邦地方裁判所判決は、*Vieth v. Pennsylvania*, 195F. Supp. 2d 672-Dist. Court, ND Pennsylvania 2002. である。

6 "Supreme Court Rules States Faithless Electors Laws Constitutional", Totenberg, Nina, National Public Radio, July 6, 2020. ([Supreme Court: State 'Faithless Elector' Laws Constitutional : NPR](#))

り、原理的な矛盾を呈する問題である。

ともあれ、このChiafalo et.al. v. Washington判決は、大統領選挙人を買収する、というような事態を明瞭に違憲と定めたのであるが、それは、この判決までは、憲法上、大統領選挙人がどのような投票をするか、州法でしか規制できなかった実態を意味する。大統領選挙人の買収は法に問われることなく、可能だったのである。<sup>7</sup>各州2人の連邦議会上院議員は、1913年制定の合衆国憲法修正17条で直接選挙に変えられるまで、州議会により選出される間接選挙制であった。その理由は、大統領選挙人制度と同じく、任期が6年と長く（下院は2年）、また、条約の批准、連邦裁判所の判事任命（定年無し）のような影響が長期に亙る議決を任務とする上院議員は、有権者の一時的な感情で選ぶべきでない、という、エリート主義による。

上院の直接選挙制は、女性参政権を定めた修正19条（1920年）と相次ぎ実現したが、これは、米国政治における「進歩主義・革新主義」の時代だったためである。1924年には、ネイティヴ・アメリカンに初めて合衆国市民権を付与したインディアン市民権法Indian Citizenship Lawが定められた。この法まで、ネイティヴ・アメリカンは、独自の部族国家を維持しているとの擬制の下、課税対象ではないために米国市民権を認められていなかった。法理上、米合衆国は、「インディアン部族国家」が存在する上に、二重に存在しているのである。実際には、「部族国家」が持つ権限は次々に剥奪されていったのであるが。<sup>8</sup>

1924年の市民権法も、州にその付与をゆだねたために、1957年の改正まで、ネイティヴ・アメリカンに投票権を認めない州が複数存在した。

### （3）ジャクソニアン・デモクラシーと、大統領選挙人制度の「形骸化」

1824年大統領選挙は、一般投票で勝利し、大統領選挙人投票でも比較多

---

7 19-465 Chiafalo v. Washington (07-06-2020) (supremecourt.gov)

8 第4代連邦最高裁判所長官として、憲法の条文にない「憲法審査権Judicial Reviewを打ち立てたジョン・マーシャルが、1823年—1832年に下した3件の判決Marshall Trilogyが、「部族国家」を米国連邦政府の下に位置付ける基盤となった。

数を得たアンドリュー・ジャクソンが、憲法で定められた条件である大統領選挙人の過半数を獲得できなかったために、連邦下院が、憲法の規定に依拠して、ジョン・クインシー・アダムズを選出した。アンドリュー・ジャクソンは、南部出身の軍人で、東北部のエリートたちに粗野であると毛嫌いされていた。ドナルド・トランプ大統領が、ジャクソン大統領の肖像画をホワイト・ハウスに飾っているのは、示唆的かつ象徴的である。<sup>9</sup>

1828年に再度大統領選挙に出馬したジャクソンは、現職のアダムズに一般投票で圧勝し、この時に、大統領選挙人たちが、一般投票に従う慣習が確立し、以後の慣例となった。これを以て、「ジャクソニアン・デモクラシー」と呼び習わすことになった。

前述のように、一般投票の敗者が大統領選挙人投票で勝った事例は、その後、1876年のラザフォード・ヘイズが一般投票で25万票下回りながら、選挙人投票において1票差で勝った選挙と、1888年にベンジャミン・ハリソンが一般投票で9万票負けながら、選挙人投票において65票差で勝った事例があったほかは、2000年のジョージ・W・ブッシュの逆転選出までなかった。

一般投票で、全米で勝った候補者が、選挙人投票で敗れる可能性は、州毎に1票でも一般投票を多く取った候補者が、その州に配分されている大統領選挙人を全員獲得する、勝者総取り制をほとんどの州が採っているからである。<sup>10</sup>

例えば、2016年大統領選挙で敗れたヒラリー・クリントン候補は、人口最大のカリフォルニア州で、420万票余りの差をつけて、同州の大統領選挙人55人を全て獲得した。しかし、この420万余票は、無駄な票であり、トランプ候補が保守的な小州の選挙人を総取りした結果の前に、無力であった。これまで、大統領選挙人数が最大のカリフォルニア州を落とせば、大統領選挙は勝てないと考えられていた。90年代にリベラル化が進ん

9 これを薦めたのは、保守派歴史家Walter Russel Meadであると報じられた。The Man Who Put Andrew Jackson in Trump's Oval Office - POLITICO Magazine 2018年1月22日

10 ネブラスカ州とメイン州が、州に配分された連邦議会下院選挙の小選挙区毎に大統領選挙人を選ぶ例外である。

だカリフォルニア州は、民主党の岩盤支持州であり、ここが取れない共和党は、大統領選挙に勝つ機会がなくなるとすら共和党では懸念していた。

2000年に、ブッシュ候補は、カリフォルニア州を落としたが、他の保守的な小州を獲得して、逆転現象で大統領に選出された。この戦略を極端まで進めたのが、トランプ候補で、それを陣営で提唱したのは、トランプ政権で大統領顧問を務めたケリーアン・コンウェイと言われている。<sup>11</sup>

#### (4) なぜ、大統領選挙人制度は廃止できないのか

米国民の多くは、大統領選挙で自分達が選ぶのは、大統領選挙人である、とは認識していなかった。<sup>12</sup>2000年に逆転現象が起きても、また、2016年に起きても、大統領選挙人制度を変える動きは現実化しなかった。2020年 *Chiafalo v. Washington* 判決が言うように、有権者の投票結果をそのまま大統領選挙結果とすべきことは、民主政の基本である。しかし、近年の重なる逆転現象と、2020年の僅差を鑑みれば、今後、繰り返し逆転現象が起きる可能性は高い。

にもかかわらず、なぜ大統領選挙人制度を廃止することが出来ないのか。連邦議会では、毎会期に、大統領選挙人の廃止を求める法案や決議案が提出されている。例えば2019年—2020年の第116回会期では、決議案3件、下院法案2件、上院法案1件が提出されたが、いずれも実際の立法過程には乗らなかった。<sup>13</sup>

また、National Popular Vote Interstate Compact 一般投票全米協定という、州が大統領選挙人投票過程を回避して、全米一般投票結果に従って州の大統領選挙人票を決める、という運動に15州と、首都ワシントンD.C.が賛同している。しかし、この協定は、未だ実施されていないし、実

---

11 Ball, Molly, "Kellyanne's Alternative Universe", the Atlantic, April, 2017

12 筆者がペンシルヴァニア州のピッツバーグ大学、およびワシントン&ジェファーソン大学で、米国政治科目を担当した際に毎年取ったアンケート調査で、自分が選ぶ、州の大統領選挙人の名前を一人でも挙げられた学生は、都合11年間の経験で、絶無であった。大統領選挙人制度は、中学校次元で必ず教わっている。

13 Congress.govサイトで「abolish electoral college」を検索した結果。[Legislative Search Results | Congress.gov | Library of Congress](#)

施した際には、連邦最高裁まで訴訟が達するであろう。<sup>14</sup>

通常、各州の「ポイント」「持ち点」であり、それが総数538票の過半数270票を超えるか否かの争いとしか見られていない、大統領選挙人制度は、なぜ廃止できないのか。単なるポイント扱いまでに形骸化した制度であると同時に、「民主政の原則に反する」結果を生む大統領選挙人制度は、小州の利益を尊重しなければならない、との憲法の原則のために、廃止が不可能である。

米国憲法の改正＝修正は、非常に難易度が高く、「硬性憲法」の代表と考えられている。憲法改正＝修正案付加＝の手続きは、

- ・連邦議会上下両院の3分の2以上の賛成か、
- ・3分の2以上の州議会による国民会議National Convention

により発議される。国民会議による発議は実例がない。

その後、

- ・4分の3以上の州議会＝現在の50州のうち38州の可決か
- ・4分の3以上の州における州民会議の可決

が必要という、非常に厳しい条件である。このため、1787年の憲法制定後の230年余で批准された修正は33条しかない。しかも、権利章典Bill of Rightsと呼ばれるそのうち第1条から第10条までは、1791年に批准された憲法制定とほぼ同時の修正であり、実質的に些末なものも含めて、23の修正が加えられただけである。<sup>15</sup>

大統領選挙人制度は、人口が少なく、大統領選挙人の分配が少ない州にとり、大統領選挙での存在を確保する仕組みになっている。仮に全米の一般投票による直接選挙制になれば、大統領選挙は、人口の多い州でのみ運動が行われることになる。人口の少ない州が、そのような憲法改正を認める

---

14 [Agreement Among the States to Elect the President by National Popular Vote | National Popular Vote](#)

15 最も新しい修正第27条は、発議が1789年で、批准が1992年と、200年以上かかっていた批准であった。連邦議会議員の報酬変更決定は、次の任期まで適用されない、というこの修正条項が有効とされたのは、1939年の連邦最高裁判所のコールマン対ミラー判決がColeman v. Miller (307US433) 憲法修正の批准に期限が定められていなければ、無制限で有効という先例を確立していたからである。

理由がない。

2020年大統領選挙における州毎の大統領選挙人数を見ると、最も少ない3人（上院議員「数」2 + 下院議員の最低保証数1）の州が8（首都ワシントンDCを含む）、4人の州が5で、ここまでで合計13州で、憲法批准阻止に必要な数に達してしまう。5人が3州、6人が6州で、ここまでで、連邦議会の発議を阻止するために必要な上院議員数の3分の1を超える。

小州の権限が強固に守られている以上、大統領選挙人制度を廃止、もしくは制約する可能性は皆無である。なぜ、ここまで州の権利を守る仕組みなのか。それは、米国がthe United States of America と、アメリカ合州国との訳語が本来正しいように、植民地政府に起源を持つ州政府が、独立戦争を遂行するために国の政府を必要として、州が作った国家という建前になっているからである。

建国、憲法制定時に、人口の多い州と小さい州の対立は、既に顕在化しており、大州の利益を代表したヴァージニアが、両院とも人口比により議席を配分する二院制議會を提案し、それに対し、小州代表のニュー・ジャージーが、各州1議員の一院制議會を提案し、対立した。コネチカット州妥協案Connecticut Compromiseと呼ばれる折衷案が、現在の憲法による連邦議會になった。すなわち、各州、人口に関係なく2名の議員が配分され、州を平等に代表する上院と、人口比により、議席を配分する下院、の、異なる代表原理に基づく二院制である。よって、州権は合「州」国の基本原理であるから、変えられない、大統領選挙人制度も、小州の利益を守る仕組みであるから、変えられない。というのが、米国の中学校次元で習う憲法体制の成り立ちと、現在に続く構造の説明である。

しかし、この制度が、大統領選挙人制度を堅持する根拠となりうるかには、重大な疑義がある。第一に、憲法制定時に、人口最大だったヴァージニア州の人口は、69万人余であったのに対し、人口最小のデラウェア州は、5万9千人余、その比は、11.7倍である。2020年の国勢調査予測値によれば、人口最大のカリフォルニア州の人口は約3,940万人、最小のワイオミング州が58万人余、その比は、68倍にもなる。このような極端な人口

差を想定し、認めた上で、各州同一の権限を付与したとは考え難い。<sup>16</sup>

第二に、現在の人口順で、人口が少ない諸州のほとんどは、合衆国政府により、州に昇格された、元の「インディアン部族国家領土」を略奪し、領土化したところか（ワイオミング、ノース・ダコタ、サウス・ダコタ、モンタナ等）、合衆国政府が購入したところ（アラスカ）、あるいは現地の独立王国を強制併合したハワイなどであり、これらの州は、「合州国を作った州である」とは本来、主張できない。それを、全ての州は平等であるとの擬制を打ち立て、通用させてきたのが、米国連邦制のあり方である。

この「州権」State Rights尊重の原則が、南北戦争期から、現代に至るまで、アフリカ系アメリカ人に対する人種差別を正当化することに使われている事実も、忘れるべきでない。米国連邦制は、民主政の原理に、深いところで反すると言えよう。小州尊重という、法理上・歴史上・社会上、根拠薄弱な体制を維持し続けねばならない米国憲法体制そのものの正当性が、今問われているのである。

### 3. トランプ大統領「合憲的勝利」のシナリオ

#### (1) 連邦最高裁判所の現状

トランプ大統領は、米国憲法体制の穴を衝いて2016年選挙に勝ち、2020年選挙も、僅かなところで大統領選挙人による選出という、二期連続の逆転現象で再選勝利を実現するところであった。そのための最終的な手段が、連邦最高裁判所判事任命であった。

1993年に任命されて以来、リベラル派の守護神的役割を担ってきたルース・ベイダー・ギンズバーグ判事が、2020年9月に、長い闘病の末に死去した。トランプ大統領は、後任にエミイ・コニイ・バーレット連邦控訴裁判所判事を任命し、上院で多数を占める共和党が必要な60票を確保し、10月26日に承認され、27日より任期が始まった。トランプ大統領自身が公言したように、この拙速な任命・承認過程は、11月3日投票の大統領選挙が

---

16 人口に関しては、米国商務省国勢調査局データベース参照。[1790 Overview - History - U.S. Census Bureau](#)

纏れることが予想されており、最終的に連邦最高裁判所の判断に至った際に、自らに有利な判事構成にするためであった。当然、2000年大統領選挙で、フロリダ州の再集計を打ち切る判決を下し、ジョージ・W・ブッシュ大統領選出を決めた、当時の保守派多数の連邦最高裁判所と同様の役回りを期待していたのである。<sup>17</sup>

バーレット任命・承認が異例であったのは、2016年2月に連邦最高裁判所アントニン・スカリア判事が死去し、当時のバラク・オバマ大統領が後任に連邦控訴裁判所メリック・ガーランド判事を任命した際、上院多数を占めていた共和党院内総務ミッチ・マコーネルが、大統領選挙が実施される年には、大統領選挙後に新たな大統領の下で、任命・承認を行うべきであり、ガーランド任命の承認過程には入らないと宣言し、この任命は握りつぶされたこととの比較からである。今回のギンズバーグ後任も、大統領選挙の年、どころではなく、投票まで一か月を切った時点で上院は承認した。その上院多数は共和党が占め、バーレット承認を進めたのは、4年前に大統領選挙の年には連邦最高裁判所判事承認をすべきでないと宣言した、同じ上院院内総務・ミッチ・マコーネルである。この矛盾への弁解は、4年前と異なり、大統領の政党と上院多数の政党が同じ共和党であるから、4年前とは状況が異なり、違う理屈が成り立つ、というものである。連邦最高裁判所を巡る議論には、極めて頻繁に、このような御都合主義的な言説が飛び交う。それは、政治学的には、後述する、連邦最高裁判所の役割そのものの矛盾から出来すると考えられる。<sup>18</sup>

## (2) The Federalist Society

連邦最高裁判所は、長官1人と判事8人により構成される。死去するか引退するまでの終身職であり、大統領が任命権を持つために、大統領に

---

17 2000年のBush v. Gore判決に加わった、保守派で、女性初の連邦最高裁判所判事であったサンドラ・デイ・オコーナーは、引退後にジャーナリストの取材に応じて、この判決を後悔するとの証言を残した。”The Nine: Inside the Secret World of the Supreme Court”, Toobin, Jeffrey, Doubleday, 2007.

18 この時に承認過程に至らなかったガーランド判事は、バイデン政権の司法長官に任命された。

としては、自分の政治的影響力を任期後も残すことが出来る仕組になっている。このことが、通常、大統領選挙戦では争点にならず、選ばれた大統領が、国民生活の多様な局面を連邦裁判所判事任命で変えることになるにもかかわらず有権者の投票判断の上で、優先順位の高い争点にならない。

また、どの大統領が何人の判事を任命できるかは、全くの運次第であり、判事の年齢、健康状態により、大統領任期の長さにも関係ない。例えば、トランプ大統領は1期4年で、3人の判事を最高裁に送り込んだ。その前に2期8年務めたオバマ大統領は2人だけ、同じく2期8年のジョージ・W・ブッシュ大統領が2人、クリントン大統領が2期8年で2人である。

最高裁判事の保守派優位が始まったレーガン政権1期目1981年から任命された15人のうち、明らかな保守派が10人、リベラル派が4人、(1人、デイヴィッド・スーター判事は、共和党ジョージ・H・W・ブッシュ(父)大統領が保守派であることを期待して任命したが、実際の判決はリベラル派となった)という一方的な保守優位である。これは、ロナルド・レーガン大統領が2期8年で4人任命したことにもよる。

そして、この80年代以降の保守派判事の特徴は、最近のバーレット判事まで、全員がフェデラリスト協会the Federalist Society という、保守派の司法思想の運動体に所属している点にある。フェデラリスト協会は、1982年に、米国司法のリベラル化に抵抗して、保守派の司法思想を広め、法曹を育て、米国の司法思想を変える目的で設立された。<sup>19</sup>

1954年の人種差別撤廃を定めた「ブラウン判決」以後、1960年代を通じて連邦最高裁判所は、公民権、政教分離、言論の自由、という多くの局面で広く人権を拡大する判決を続けて下した。保守派にとり「最後の藁一本」となったのが、1973年のロウ対ウェイド判決Roe v. Wadeであった。妊娠中絶の権利を、憲法修正14条の「適正な手続き条項」Due Processから引き出し、女性が固有に持つ権利としたこの判決が、キリスト教保守派の逆鱗に触れ、以後、今に至るまで保守とリベラルを明瞭に分断する争点

---

19 The Federalist Society サイトより。[About Us | The Federalist Society \(fedsoc.org\)](#)

となり続けている。

フェデラリスト協会は、これら判決を、憲法に基づかない「立法」であると批判し、連邦最高裁判所は、憲法の文言を忠実に解釈することのみに専念すべきであるという司法思想を主張してきた。

その思想の根幹は、オリジナリストと呼ばれる、憲法は、その文言だけでなく、憲法起草者達の意図Original Intention通りに解釈しなければならない、という主張である。ここから引き出されるのが、修正第2条のRight to bear arm 銃を持つ=武装の権利の解釈である。長らく文言が、個人が銃を持つ権利を保障しているのか、州が州兵組織を持つ権限を保障しているのかが論争の争点となり、これにより、連邦政府や州政府が拳銃保持に関する法規制が出来るかが決まる争点であった。保守化した最高裁判所は、2008年のDistrict of Columbia v. Heller判決で、これを個人が銃を持つ権利と定めた。以後、一切の拳銃規制は違憲となった。

フェデラリスト協会の思想からは、連邦政府の権限は極力削減すべきという結論が、宗教への関与を除く全ての局面に及び、また、1787年に個人が銃を持つ権利は当然であった以上、個人が銃を持つ権利を憲法が定めたとした。連邦政府の役割が極小なものとして作られた憲法当初構想を、現代に当てはめるべき、というのがオリジナリストの思想であり、それは、過去230年余の社会、技術、文化の変化を司法判断から排除すべきという極論である。

この思想が一躍脚光を浴び、司法思想運動のみならず、政治運動化した契機は、1987年のロバート・ボークRobert Bork連邦控訴裁判所判事の連邦最高裁判所判事への任命と、その後の上院による承認過程、そして最終的な承認拒否であった。ボーク判事は、「プライバシーの権利は憲法に存在しない」との見解を述べており、憲法の文言に書かれていない一切の権利を、解釈により作り出すことは、選挙で選ばれた正当性を持たない連邦最高裁判所判事による「立法行為」とであると否定した。プライバシーの権利は、修正第14条から引き出された概念であり、ロウ判決の根拠もプライバシー権である。

ボーク任命承認が大きな政治争点となり、以後の、同様に揉めた最高裁判所判事任命承認過程は、TV中継が入る政治イベントとなった。その最たるものは、1991年にブッシュ（父）大統領が任命した、クラレンス・トーマス連邦控訴裁判所判事の上院承認過程である。この時に、トーマス判事の下で仕事をした法律家で、後にブランダイス大学教授になるアニタ・ヒルが、トーマス判事によるセクシュアル・ハラスメントをFBIに報告していた情報がリークされ、ヒル本人が上院公聴会で証言する、という後のクリントン大統領のルウィンスキー事件や、更にその後の「#MeToo」運動の先取りとなる大事件となった。

トーマスは、自分がアフリカ系男性であることが、根拠のない訴えが広く受け入れられた原因であると主張し、最終的に承認された。ちなみに、トーマス判事もフェデラリスト協会に所属する超保守的な司法思想の持主である。以後、判事の承認過程は、保守、リベラルの双方の社会運動が、否定したい候補者を、「怪物」に見せるような戯画化によるネガティブ・キャンペーンを行うのが通例となった。

現在の連邦最高裁判所の判事構成は、保守派6人対リベラル3人という、圧倒的な保守優位であるだけでなく、保守6人のうち、72歳のトーマス判事と、70歳のサミュエル・アリト判事以外は、40代1人、50代2人と、長官のジョン・ロバーツ65歳と、終身職であるため、今後15年は保守が最低4人を維持する。影響を出来る限り長期間、退任後に残すために、近年は、大統領が50代までの若い法曹を任命する傾向が強い。更に現在3人しかいなリベラル派の1人、ステイーヴン・ブライヤー判事は82歳であり、仮にトランプ大統領が再選を遂げていたら、ほぼ確実に保守7人の超保守的最高裁が出現するところであった。

### (3) 「英米法」「慣習法」の国の成文憲法

では、トランプ大統領が合憲的に一般投票結果を覆して選出される方法とは何なのか。選挙後の2か月間、トランプ大統領は敗北を認めずに、大規模な選挙不正が行われたとの主張を繰り返して、僅差であった多くの州で

再集計を求めたり、投票結果確定を阻止させたりすることが目的の訴訟を起こしてきた。1月3日現在で、州と連邦最高裁判所で、合計60近い数の訴訟が起こされたが、その過程で、トランプ大統領の主張する大規模な不正が行われたとの事実認定は1件もない。また、トランプ政権のウィリアム・バー司法長官が、12月1日に、選挙結果に影響するような大規模な不正の証拠は提出されていないと証言している。<sup>20</sup>

自らの「逆転現象」勝利の正当性を印象付けるためには、選挙投票での不正、という訴えは訴求力が強い。だから、この点に集中したキャンペーンを張ったのであろうが、事実審理をしなければならない連邦最高裁判所にとり、証拠のない申し立てに勝たせることは不可能である。一連の訴訟で、唯一、連邦最高裁判所判決に至った、テキサス対ペンシルヴァニア判決は、テキサス州にはペンシルヴァニア州の投票結果確定を阻止する法的地位が無い、という趣旨であり、選挙不正の有無の判断の手前における門前払いであった。<sup>21</sup>

しかし、トランプ大統領が、合憲的に一般投票結果を覆す方法が存在する。それは、各州議会に、自分に投票する大統領選挙人を選べと訴える、という単純明快な方法である。その根拠は、合衆国憲法第2条第1項の規定である。

Each State shall appoint, in such Manner as the Legislature thereof may direct, a Number of Electors, equal to the whole Number of Senators and Representatives to which the State may be entitled in the Congress: but no Senator or Representative, or Person holding an Office of Trust or Profit under the United States, shall be appointed an Elector.

これに続く条文は、各州の選挙人の投票を連邦議会で開票し、副大統領が最終的に確定するといった手続きが書かれている。しかし、注目すべ

---

20 "Barr Acknowledges Justice Dept. Has Found No Widespread Voter Fraud", the New York Times, Dec.1, 2020. など

21 連邦裁判所公文書館サイトより Supreme Court Search Result No.220155 Dec.8,2020

きは、各州が、「州議会の定める方法でin such Manner as the Legislature thereof may direct」各州に配分された大統領選挙人を任命する、としか書かれていない点にある。米国憲法には、一般投票を、大統領選挙人選出にどのように関係させるかの規定が一切なく、それは「各州議会が決める」のである。

条文通りに解釈するならば、州議会がその州の一般投票と無関係にトランプ候補（この場合）を選出する大統領選挙人を任命できるのである。管見では、この可能性を指摘した最初の論考は、the Atlantic 誌のオンライン版に2020年9月23日に公表され、紙版11月号に掲載された同誌記者Baron Gellemanの論考である。<sup>22</sup>この論考は、トランプ大統領が選挙後に採るであろう手段を、ほぼ正確に見通しており、その中で触れているのが、「州議会が決める」方法で、という条文である。

米国は、英米法と呼び習わされてきたように、英国の流れを汲む慣習法の法思想を持つ国であるとされている。慣習法の国では、過去の判例、過去の宣言等の総体が憲法体制を形成する。英国には、成文憲法がなく、英国憲法典は、1215年の大憲章から連綿と積み重ねられてきた、臣民の権利を保障し、政府の機構を構成する歴史的の文書や法規の全体を以て、憲法典とされている。

米国憲法は、230年余前に制定された、非常に単純な法典であり、また既述のように、修正が困難な硬性憲法である。連邦最高裁判所の任務は、その規律密度が低い成分憲法の解釈の余地の大きさを活用し、時代の変遷に、解釈変更により、司法判断を変更させてきた。全く同一の修正14条条文を根拠に、1896年のプレッシー判決Plessy v. Fergusonでは、人種差別＝分離のルイジアナ州法は合憲であるとし、1954年ブラウン判決Brown v. Board of Education, Topeka, Kansas では、人種差別＝分離は違憲であるとの判決を示した。修正14条の「適正な手続き」Due Processという語が、如何様にも解釈されうるためである。

---

22 “The Election That Could Break America”, Gelleman, Baron, the Atlantic online, Sep.23,2020.

本来、米国憲法は、成文法典としてではなく、「憲章」として扱われるべきなのではないか。1787年に書かれた文書を、文言通りのみならず、その時の起草者の意思に従って、現代の判決を下す、という考え方自体、常識的に考えて成り立たないだろう。2020年のChiafalo v. Washington判決が言うように、憲法は、あくまでも「大原則」の拠り所として扱うべきであった。それを、今に至るまで無定見に「慣習」を続けてきて、その上で、たまたま憲法条文に書かれたことは、動かさない成文法典として扱う、そのような米国民民主政の曖昧さが、2020年大統領選挙の根本原因である。<sup>23</sup>

今回、連邦最高裁判所保守派多数は、オリジナリストの思想に基づく判断を強いられる段階に至らなかった。法思想の矛盾に直面する場面を回避できたことで、おそらくは、この根本問題は、放置され続けるであろう。一方、ジョン・ロバーツ連邦最高裁長官が、陰謀論QAnonを信奉する人々から、トランプ大統領が闘う相手であるディープ・ステイトの一味であり、幼児売買の犯罪者として攻撃された経験から、長官以下の保守派・オリジナリストの判事たちは、最高裁判所が極度に政治的な機関であること、現在の米国における「保守思想」が行き着いた場所がどのようなところか、そして、理性無き現実社会で、憲法の文言は無力であることを思い知ったのではないか。

#### 4. 2020年大統領選挙から見える米国社会の変容

##### (1) 出口調査から<sup>24</sup>

###### ①カトリック票

米国において、カトリック教徒はWASPが国を作った後に、欧州の後

---

23 1990年代に筆者が米国政治科目の中で、何度か大統領選挙人制度を維持すべきか、の主題で小論文課題を出した時に、形骸化の実態、1976年選挙での逆転現象の可能性も説明したにも関わらず、ほぼ全員が大統領選挙人制度反対の意見であったことを思い起こす。ペンシルヴァニア州だったので、制度の利益を受ける小州ではなかった。

24 出口調査は、2004年以来、ABCNEWS, AP, CBSNEWS, CNN, FOXNEWS, NBCNEWSが共同で組織したNational Election Poolが実施している。言うまでもなく、現在の政治情勢で、大手報道機関の実施する世論調査に、トランプ支持者が正直に回答する信頼性は非常に低いことは指摘しておかねばならない。

進・貧困国から単純労働に従事する移民として、工業化の進展と共に増加した。イタリア系、アイルランド系を代表に、19世紀後半に大都市に集住し、政治勢力となった。カトリック教徒は、世界大恐慌により経済的に大打撃を受け、民主党フランクリン・デラノ・ローズヴェルト大統領のニューディール政策の恩恵を受けた。その後、強固な民主党支持基盤として勢力を保っていたが、社会経済階層が上昇するにつれ、民主党支持の比率が下がっていった。

また、1960年のケネディ大統領選出まで、カトリック教徒は、ローマ法王の支配下にあるのではないか、という疑念を抱かれる、差別の対象でもあった。

前回2016年には、カトリック教徒の投票は、トランプ50%対クリントン46%と、共和党支持多数になっていた。もう一つの要因は、民主党の妊娠中絶の権利擁護姿勢に対する反発である。カトリックの教義では、妊娠中絶はおろか、避妊具の使用も認められない。

今回、バイデン候補は、ケネディ以来のカトリック教徒の大統領となったが、カトリック票も52%対47%と、多数を奪還した。一方、その中で、白人カトリック教徒では、トランプが56%対44%と、近年の傾向は続いており、バイデンの支持挽回は、ラテン系によるものと見られる。ラテン系全体では、バイデン65%対トランプ32%と、バイデン優位ではあるが、メキシコ、中南米移民排斥政策を前面に出したトランプ大統領が、前回の26%から増やした点が注目される。これは、既に米国内にいるラテン系移民にとり、米国への今後の移住を求める人々とは利害を共有しないこと、むしろ、新規移民を排斥しても不思議ではない立場にあることを意味し、また、妊娠中絶問題の影響が強いことを示す。すなわち、今回のカトリック票民主党回帰現象は、継続しない可能性が高い。

とりわけ、フロリダ州で、ラテン系トランプ46%対バイデン53%と競ったのは、キューバ、ヴェネズエラ等からの移民に、「バイデンは過激な社会主義者だ」という攻撃が効いたためと見られている。ラテン系有権者が一色ではない、という事実を示している。

## ②収入・経済状況

トランプ大統領は、本来、民主党支持者であった勤労階級が持つ、学歴・経済のエリート層に対する反発を煽り、今回の選挙でも、史上最多得票のバイデン候補に次ぐ、「現役大統領としては最多票」と、本人が誇る74,000,000票を得た（700万票差で負けて、なおかつこれを誇示し続けるところが、いかにもトランプ大統領であるが。）逆に民主党は、高学歴・富裕エリート層の政党になり、逆転現象が起きたというのが、通説である。

出口調査を見ると、この通説の妥当性を疑うべき数字がある。年収5万ドル未満（全体の35%）では、バイデン55%対トランプ44%と、歴史的通念通りの結果である。年収5万ドル以上（全体の65%）では、バイデン51%対トランプ47%と、ここでもバイデン優位である。一方、分断線を10万ドルにした場合、10万ドル未満（74%）で、バイデン56%対トランプ43%、10万ドル以上（26%）バイデン42%対トランプ54%と、トランプは、富裕層の支持を獲得している。～3万、3～5万、5～9万、10万～の分け方でも、バイデンー対トランプは、54対46、56対43、57対42、41対58と、明瞭な低所得者バイデン優位、富裕層トランプ優位、という傾向が見える。

そして、「4年前との家計の比較」で、良くなった（全体の41%）トランプ72%対バイデン26%、悪くなった（20%）バイデン77%対トランプ22%、変わらない（39%）バイデン65%対トランプ34%と、トランプ支持者の中核は、トランプ政権が続けてきた、富裕層減税と株価最優先の財政政策の恩恵を受けた富裕層であることが明瞭に見取れる。「パンデミックが家計に困難を生んだか」への回答で、全く困難はない（全体の44%）トランプ60%対バイデン38%、ある程度の困難（39%）バイデン59%対39%、厳しい（16%）バイデン69%対トランプ29%、という結果も、この推測を裏付ける。COVID-19 感染症が猛威を奮い、多くの勤労者が経済的苦境に立たされた中で、投機・相場で儲ける資産がある層、こそが、富裕層大減税と金融緩和のトランプ政策の受益者であり、選挙でそれに報いる、継続を期すというのは、実に典型的な大統領選挙の姿である。虐げら

れた白人勤労者階層が、エリートに反逆し、トランプ現象を起こした、という見方は、一つの面でしかない。

選挙前の世論調査で、民主党が議会選挙でも大勝するとするものが多かったが、上院はジョージア州の2議席を決める決選投票で民主党候補が両議席とも勝ち、ようやく50議席対50議席に達し、上院議長である副大統領の票で、多数決を取れるようになった。下院は、民主党は222議席と、2018年から13議席減らした。議会選挙での民主党の不振の大きな理由は、勝利を予想された郊外票を取れなかったことである。<sup>25</sup>郊外票（全体で51%）は、バイデン50%対トランプ48%と、ほぼ同じであった。都市部（29%）バイデン60%対トランプ38%、農村部（19%）バイデン42%対トランプ57%と、予想通りであった中、富裕層の多い郊外でトランプが予想を超えて獲っている。これも、「トランプ現象」の通説を検討し直すべき根拠であろう。

### ③ COVID-19の影響：反科学主義

どちらの候補者がパンデミックにより良く対応できるか、という質問に、バイデン53%対トランプ43%という数字は、理解し難い。米国の対策はうまく行っているかとの質問に、大変上手く行っている18%、まあ上手く行っている38%と回答した中で、トランプ票がそれぞれ、86%、78%である。COVID-19国内感染発覚当初より、科学的根拠を全く欠く虚偽の主張をし続け、自らの政権のCDC疾病予防管理センター長であり、感染症専門家・アンソニー・ファウチ博士を攻撃し、予防対策をサボタージュし、世界最多の2500万人感染、40万人死亡、という惨事を、ほぼ一人で引き起こしたトランプ大統領が、この政策でも切り捨てられていない。

これには、米国社会にある、反科学主義の伝統という、別な宿痾を指摘しなければならない。気候変動は深刻な問題か、との問いに、否の回答をした30%の内、トランプ票が84%という数字が、その一端を示すが、今回

---

25 Ballotopia, "New York's 22nd District Congressional Election, 2020", Jan.20, 2021

の出口調査ではない、別な世論調査を示したい。世論調査専門のギャラップ社が、1983年から継続的に、進化論・聖書創造説に関する調査をしている。

- ・人間は、何百万年の間の進化の結果としてあり、それに神は関係しない
- ・人間は、何百万年の期間の進化の結果としてあるが、それは神の導きによる
- ・人間は、現在の姿で、1万年以内に誕生した

この三択で、最初が進化論、2番目がintelligent designや evolutionary creation<sup>26</sup>と呼ばれる進化論とキリスト教の教えの折衷、そして3番目が、旧約聖書創世記の記述を科学的事実として信じる聖書創造説である。米国社会で、進化論を受け容れるのは20%以下である。聖書創造説を信じる人々が40%を超えている。この傾向は40年間変わらない。米国民の半分は、全宇宙は6000年前に神様が6日間で創造した、という旧約聖書創世記の記述を科学的事実として信じている。日常的に、科学的知見を否定し、別な世界の中に住む国民がこれほど多いということは、反科学主義が、根底から定着していることを示す。トランプ大統領を「神」のような存在として信じていれば、どのような滅茶苦茶な言説も事実として受け入れる。オルタナティブ・ファクト、パラレル・ユニヴァースの構築を、ずっと日常行為としてきた人達なのである。

## II. トランプ大統領の4年間

### 1. トランプ大統領が新たに始めたこと

トランプ政権4年間は、最後の2020年選挙後の混乱に至るまで、異例な政権運用の連続であった。現代の大統領は、通常、大統領候補者選出過程では、各党の中核的な支持者を獲得するため、共和党は「保守的」、民主党は「リベラル」に強く傾く主張をする。その後、本選挙では、より広い

---

26 "Review: Evolutionary Creation", National Center for Science Education, Dec, 14, 2015

範囲の有権者の票を獲得する必要から、イデオロギーや政策の軸上で、中央・穏健に寄る主張に転じる。更に、大統領選挙に勝った後は、より広範な国民の支持を獲得するために、より一層、中央に寄る位置取りをする。そうしなければ、政権維持に必要な国民の支持を得られないからである。

ところが、トランプ大統領は、予備選挙から1期目終わりまで、終始一貫、自らのコアな支持者のみに訴求する姿勢を貫いた。その具体的な証拠は、最も長い歴史を持つギャラップ社の世論調査で、トランプ大統領支持率が、一度も50%に達しなかったこと、2020年に数度、不支持を超えた以外、4年間にわたり不支持が上回った数字である。新大統領任期発足時には、「御祝儀相場」で大統領支持率は高騰するのが通例である。トランプ大統領は、47%不支持45%支持で始まり、以後、40%を下回る時期が長かった。<sup>27</sup>

このような大統領は、通常は自党からも見捨てられ、1期目に自党からの挑戦者が出るか、あるいは、連邦議会において自党議員の離反を招くことになる。しかし、トランプ大統領は、通念に全く反して、4年間で、この低支持率で、議会共和党を屈服させ、完全に自分の党に変えてしまった。

トランプ大統領の政策の多くは、第二次世界大戦後の共和党の教義を否定するものである。その最も顕著な分野は、外交・安保政策におけるNATO、アジア同盟国との密接な関係と強い関与、通商における自由貿易主義、国際機関への関わりを維持する国際協調主義、など、「米国主導のリベラルな世界秩序」と呼ばれる体制である。米国が「世界の警察官」であり、「民主主義と人権の世界への伝道者」である、とする政策原理である。共和党にとり、軍事同盟維持と自由貿易主義は、党の基盤のイデオロギーのはずであった。トランプ大統領は、その教義を真っ向から否定した。NATOに対して、軍事予算、拠出金の増大を、米軍引き上げを交渉材料として強要し、韓国に対しても、同様の米軍削減・撤退を材料として駐留費用負担の拡大を要求した。これまでの大統領も、同じような交渉をしてい

---

27 [Trump Job Approval \(gallup.com\)](#)

る。しかし、トランプ大統領が異なるのは、本気で孤立主義への復帰を考えている点である。「米国主導のリベラルな世界秩序」を守るために、同盟国の分担を増大させる、という目的ではなく、その「世界秩序」そのものが、米国の国益に反するとして、放棄・破壊しようとするのが、トランプ大統領の基本政策である。

そのリベラルな世界秩序を、経済面で支え、現実化したのが、自由貿易イデオロギーである。自由貿易・資本主義により、米国のように豊かな国になれる、という宣伝は、西ドイツと日本という、旧敵国が、驚異的な経済復興を遂げたことで効果をあげ、究極的には冷戦の終結、ソ連の崩壊をもたらした、という強固な教義となった。<sup>28</sup>トランプ大統領は、アメリカ・ファーストを掲げ、自国産業・自国市場の保護を前面に打ち出し、関税引き上げによる製造業の米国回帰政策を打ち上げた。強大な自国市場へのアクセスを交渉武器に、同盟国に対しても貿易戦争を仕掛けた先には、中国との関税引き上げ合戦に至った。

主流の経済学者たちは、保守の側も、リベラルな側も、トランプ大統領の保護貿易主義は、米国経済の崩壊をもたらすと批判したが、米国経済は崩壊していない。加えて、米中関税引き上げ合戦は、中国経済の崩壊をもたらすはずであったが、2018年には予想もできなかったCOVID-19パンデミック発生にも関わらず、中国経済は崩壊しなかっただけでなく、主要経済最高の経済回復を遂げている。ダニ・ロドリクスの自由貿易イデオロギー批判が的を射ていた証拠であろう。

軍事外交でのトランプ大統領による前例破りは、政権発足時の懸念に反して、トランプが地上軍を派遣する戦争を始めなかったところにある。イランのカセム・ソレイマニ将軍をドローンにより暗殺したり、イラクの核

28 自由貿易主義が、実態による裏付けのない「教義」に過ぎないことを指摘してきた、ハーヴァード大学・Dani Rodrik教授は、“The Globalization Paradox: Why Global Markets, States, and Democracy Can't Coexist”, Oxford UP, 2012刊行当初に異端視されたが、“Straight Talk on Trade: Ideas for Sane World Economy”, Princeton UP, 2017 は、自由貿易主義の敗北を見通した勝利宣言のような趣がある。他方、トランプ政権の通商政策を担ったPeter Navarroは、“Death by China: Confronting the Dragon - A Global Call to Action” Pearson FT Press, 2011に明らかな、強固な保護貿易主義者であり、Rodrikとは立脚点が異なる。

施設攻撃をほのめかしたりはした。また、ヴェネズエラの政治混乱への軍事介入、あるいは北朝鮮への軍事攻撃が、考慮された証言があるが、結局、トランプ大統領は「戦争」をしていない。これは、トランプが平和主義者であることを意味しない。米国の兵士が、縁遠い国の紛争で命を落とすことへの嫌悪感、それを当事者として抱えている自分の中枢的な支持層の要求に応えたためである。同時に、トランプ大統領は、軍事予算の大幅増をもたらした。強い軍事力信奉は続けているのである。

経済・財政政策として、共和党は伝統的に緊縮財政・財政均衡を政策の基礎としてきた。積極財政のニューディール政策に反対したところから、1980年代のレーガン政権移行は、政府縮小を至上課題とする新自由主義が共和党を支配してきた。この面でも、トランプ大統領は、積極財政を展開し、同時に富裕層大減税を実施し、その結果、市場に流入した資金が株式市場を押し上げたことから、緊縮財政派は沈黙した。民主党が同様の政策を使えば、かならずTax and Spendと攻撃したのであるが、減税と財政出動で株価を上げるという手段に、共和党は、ここでも党の教義を簡単に捨てた。

このような、共和党の第二次世界大戦後の教義を壊してきたトランプ大統領に、共和党議員は、極少数の例外を除いて、大統領予備選挙で激しくやりあった上院議員たちも含めて、完全に屈服した。政権発足時に予測された抵抗は、全くなく、共和党は、「トランプ党」に転じた。

## 2. トランプ「現象」が露わにしたもの

### (1) 米国社会の分断の実相

共和党がトランプ大統領に屈服した状況、支持率30~40%を終始する大統領が、自党の離反を招かなかつたこと、また、政権維持が可能であったこと、これら全ての理由は、広く議論されているように、米国社会の分断状況が激化したためである。

米国社会は、「人種の坩堝」melting potと、多様な人種が溶け合っただけでなく、来上がっているという神話が長らく受け入れられてきた。アフリカ系の公

民権獲得への命がけの闘争すら、結果的に、この神話を強化する機能を果たしてきた。その神話が最高潮に達したのが、2008年オバマ勝利であった。ケニアからの移民であった父を持つオバマ大統領の出現は、米国社会が、建国前から続く、アフリカ系人民に対する人種差別という宿痾を、ついに克服した証と、多くの人々が考えたかったのである。

現実には、全く逆に、オバマ勝利は魑魅魍魎の飛び出す葛籠の蓋を開けることとなった。ドナルド・トランプが、大統領選挙勝利に繋がる政治活動に本格的に関わったのは、オバマ大統領が、米国外で生まれたから、大統領になる資格がない、という全く根拠のないデマを広げるBirther Movementであったことは、非常に象徴的である。オバマがケニア生まれである、インドネシア生まれである、出生地ハワイ州に保管されている出生証明書は偽造されたものである、またミドルネームのフセインから、オバマは、米国で忌み嫌われるイスラム教徒である、などのデマを拡散する運動の急先鋒がトランプであった。ここに、トランプ政権の祖型が見られる。それは、デマを拡散する、人種差別感情を煽る、「自分達が不正な権力者の下で差別される被害者である」との、差別を正当化する屁理屈を広める、そして、疾うに普及していたSNSを十全に使って、運動を起こす。このBirther Movementが、そのままトランプ大統領選挙運動体に繋がり、それが大統領としてのトランプの強固な支持基盤になった。

筆者の様に、米国の中流以下の階層で生活した者には非常に明らかなことであるが、米国社会は、人種、地域、社会階層が絡み合った明瞭な分断線で区切られている。住む土地が、これら条件により規定され、それが、公教育、医療、就労状況を規定する。更に宗教もこの分断線に加わる。同じような階層の、同じような思想を持つ、同じような政治思考を持つ人とだけ付き合う、という状態は、今に始まったことではない。その分断を糊塗して隠してきたのが、米国民主政という神話であった。トランプ大統領は、その目隠しの覆いを剥がし、露わにした分断を、自らへの支持獲得に剥き出しで使っただけである。

トランプ支持者にとり、自らが、社会的「少数派」への権利付与により、

権利を剥奪された被害者であるとの意識を募らせ、その不正から救う存在がトランプ大統領であると信奉することとなった。間違いなくそれには、自分達白人が社会的少数者に転落する人口予測が影響している。2040年とも2050年とも言われる、白人人口比率50%割れが、危機感を募らせた。<sup>29</sup>これが、移民排斥、アフリカ系の公民権制約、といったトランプ政権の社会政策の支持基盤となった。

## (2) 外交・安全保障における「アメリカ第一主義」

トランプ政権は、パリ協定からの離脱、TPPからの離脱、また、COVID-19パンデミックの最中に、WHOからの脱退を決める、など、国連や国際条約を敵視し、それらからの離脱を決めた。これは、このような国際協調が、米国を喰い物にしてきた、という意識からであり、アメリカ・ファーストという訴えが自らの支持者に届くからである。地上軍を派遣しない、戦争をしない、という姿勢も、同根である。

しかし、これはトランプ大統領が始めたことではない。米国の孤立主義は、古くは1823年のジェイムズ・モンロー大統領が宣したモンロー主義が、1941年まで影響力を持ったことから、米国は長らく孤立主義が伝統であったことが分かる。国際協調主義、国際機関主義は、第二次世界大戦後の冷戦体制の中で、冷戦に勝つために必要な仕組として作り出され、維持された、「新しい伝統」でしかない。

その結果としてソ連が崩壊した後に、この政策方針は、米国一人勝ちの世界を作り出した。軍事力でも経済力でも、世界唯一の超大国として冷戦に勝利した米国は、この仕組を世界に広げることで、冷戦終結の果実を独占した。2001年。中国のWTO加盟は、自由貿易圏を始めて世界全体に広げる契機となった。ソ連東欧共産主義経済圏の崩壊が、市場と低廉な労働力を自由主義経済圏に提供した。1992年の南巡講話から始まる、今に続く中国の開放経済政策を、本格的に世界市場に繋げたのがWTO加入であっ

---

29 Judis, John B., Teixeira, Ruy, "The Emerging Democratic Majority", Simon & Shuster, 2002 が、人種の人口構成が米国政治に与える影響を分析した最初期の研究である。

た。

この結果、中国は「世界の工場」となり、低廉な生産費・人件費で、米国製造業の海外製造拠点の最大の受け入れ国となる。ここまでは、「米国主導のリベラルな世界秩序」に、中国を経済から引き入れる方針が米国の利益にもなっていた。

冷戦終期のレーガン政権も、国連拠出金支払い拒否など、米国の思いのままにならない国連を敵視する姿勢を採った。戦後も、米国単独主義が消えたわけではなかった。レーガン政権後に、ジョージ・H・W・ブッシュ大統領が、国連による多国籍軍派遣により、第一次湾岸戦争に勝利し、また1992年にはリオ宣言に加わるなど、国際協調主義は維持した。次のクリントン政権は、民主党でありながら、党の教義に反する自由貿易主義政策を推進し、ITバブルの恩恵を受けることになる。

単独主義が再度台頭したのは、ジョージ・W・ブッシュ政権である。欧州主要国の反対を押し切って、対イラク第二次湾岸戦争を始め、英国のみをパートナーとして勝ち、以後長らく続く混乱と低迷の素となった。ラムズフェルド国防長官の、イラク戦争に反対した独仏を「古いヨーロッパ」と切り捨てた姿勢は、まさしくトランプ外交の祖型であった。

冷戦終結ボーナスを消尽していく中で、金融市場に富の創出を賭けた結果が、2008年の世界金融危機勃発であった。オバマ政権は、その後始末をする役割を負わされ、オバマが狙ったのは、中国を引き込むことで、米国資本主義の拡張余地を確保することであった。しかし、中国が、猛烈な経済成長を続け、米国の期待に反して、「米国主導のリベラルな世界秩序」から、多くの局面で離反していく。トランプ政権は、この状況を受け継いだ。つまり、孤立主義が復活すること、反国際主義に向かうことは、米国の伝統から見れば必然だった。グレーム・アリソンが予見したように、米中は覇権争いに突入し、その帰結は、歴史上の覇権交代の多数例に従えば軍事衝突である。<sup>30</sup>

---

30 Allison, Graham, "Destined for War: Can America and China Escape Thucydides's Trap?", Houghton Mifflin, 2017

### (3) 報道機関対トランプ

#### a 米国メディアの栄光

米国報道機関は、ヴェトナム戦争時のペンタゴン・ペイパーズ事件と、ニクソン大統領のウォーターゲイト事件の二つの歴史的な戦いに勝ったことで、自由と民主主義、自由な報道・言論を守るチャンピオンとしての地位を確立した。それが、トランプ政権下で、その地位が危機に瀕している。トランプ大統領は、政権発足時から、Fox NewsやWashington Timesなどの右派報道機関のみを相手にし、新聞、TV、インターネットを通じて、自らに批判的な報道の全てをフェイク＝虚偽・デマ、として拒絶した。

報道機関の側は、ファクトチェックを実施し、トランプ発言の虚偽を告発してきた。しかし、その営為は、全く機能していない。その最大の理由は、トランプ支持者にとり、トランプに批判的な論調、報道は、目にも耳にも入らない、SNSの時代のメディア環境のためである。いくら事実を提示したところで、それを読むつもりがないトランプ支持者にとり、「全てフェイク」で片づけられることなのである。同様の事態は、トランプ批判者の間にも、当然生じており、「敵」の一切は意識から排除できてしまう。読みたいような論調だけを読むこと、同じような考えを持つ人々だけと繋がる、そのような社会では、事実報道は無力である。

#### b ダブルスタンダード：リベラル・バイアス

また、米国メディアに明瞭に存在するダブルスタンダードが、国民の間の信頼を棄損した実態もある。例えば、#MeToo運動は、2017年にリベラルのニューヨーク・タイムズが、同じくリベラルの有力映画プロデューサー・ハーヴェイ・ワインスタインの長年にわたるセクシュアル・ハラスメントを告発する記事を載せたところから全国的な争点になった。ワインスタインは、裁判にかけられ、有罪判決を受けた。<sup>31</sup>

---

31 [Harvey Weinstein Paid Off Sexual Harassment Accusers for Decades - The New York Times \(nytimes.com\)](https://www.nytimes.com/2019/09/24/us/politics/harvey-weinstein-paid-off-sexual-harassment-accusers-for-decades.html)

その後、多くの有名リベラル芸能人や政治家が、同様な告発を受け、社会的地位を失った。このこと自体は、隠されてきた性的虐待被害が明るみに出され、加害者が相応の懲罰を受けたのであり、何ら問題ではない。しかし、クリントン大統領のセクシュアル・ハラスメント問題は、どう扱われてきたか。クリントンが、アーカンソー州知事時代に、3人の女性からセクシュアル・ハラスメントの告発を受け、訴訟になっていたことは、大統領になってから、共和党による有力な攻撃材料になっていた。それに対して、配偶者であり、政権で役割を持っていた、ヒラリー・クリントンは、それらの告発は、「広範な右翼勢力による謀略だ」と、断罪した。言うまでもなく、クリントン大統領は、政権2期目に女性インターンとホワイト・ハウスで性的関係を持ち（「ルウインスキー事件」）、それについての議会公聴会で偽証したことが証拠により判明し、そのことで弾劾裁判にかけられた。

セクシュアル・ハラスメント加害者の行動傾向からすれば、アーカンソー州知事時代の告発も、当然、信憑性が高いことになる。ヒラリー・クリントンの大統領選で、ルウインスキー事件やアーカンソー州知事時代のセクシュアル・ハラスメント問題が厳しく問われたか。#Me Too Movement「ワインスタイン事件」の1年前である。当然、同じ厳しい基準でビル・クリントンの過去の行為も、配偶者たるヒラリー・クリントンの役割も詰問されるべきである。ヒラリー・クリントンが、知事時代の告発を右翼の謀略と切って捨てたのは、被害者を非難する、セクシュアル・ハラスメント事件における最悪の対応であり、このことで、ヒラリー・クリントンは「女性の敵」として断罪されるべき存在である。報道機関は、この問題をどれだけ取り上げたか？ここには、弁明不可能な明らかなダブルスタンダードが存在する。

メディアのリベラル・バイアスは、古くからの保守からの批判としてあるもので、それは与件の一つである。しかし、リベラルメディアは自分で自分の首を絞めたのではないか。ヒラリー・クリントンが負けた後で、ハーヴェイ・ワインスタインやケヴィン・スペイシーを血祭に挙げれば、

均衡が取れる、というようなことではない。

## 終わりに

2021年1月20日、州兵2万5000人、武装警官1万人という、2014年時点でのアフガニスタン駐留米兵に匹敵する兵力で首都ワシントンDCを厳戒の下に置いて、バイデン大統領就任式は無事に執り行われた。トランプ前大統領は前代未聞の「離任式」を行い、新大統領に顔を合わせぬままフロリダ州の別荘に去った。複数の世論調査で、バイデン大統領が正当に選ばれなかったとの回答が3割を超えている。

一方、1月6日の連邦議会襲撃事件の影響は、多くのビジネスが共和党政治家と絶縁する結果を生んでいる。大統領選挙投票から1月20日までが示したものは、米国民主政の憲法による基盤は、考えられてきたよりもはるかに脆弱であること、憲法の文言そのものでは民主政を維持できないこと、最高権力者がフィルター無しに直接虚偽の言説を届けられる電子ファシズムが人心に及ぼす威力、そして、米国民主政が生き残るか否かは、結局は慣習の重さにかかる、という分かり切った事実である。アメリカ合衆国という「幻想」が「幻想」として生き永らえるのか、終わるのか。終わるならば、次は何なのか。今回、武装蜂起による分離独立、という歴史の再現、あるいは軍事蜂起による独裁制への移行という、世界でありふれた事態にならなかったことは、米国にとり、大団円を意味しないことを指摘し、本稿を閉じる。